

## 特別養護老人ホーム第二天神の杜 利用料金表

サービス利用料金は、介護度や利用者負担段階により異なります。介護サービス利用料は介護保険対象となるため、原則として1割負担ですが、ある一定以上の所得がある方は2割負担となります。

### 利用料金内訳

①介護サービス基本料金 + ②加算 + ③食費・居住費 + ④その他の利用料 = 利用料金

※介護保険の対象となるのは、①介護サービス基本料金と②加算です。

### 介護保険対象分の計算方法

(基本単位+加算) × 日数 × 地域単価 10.27 - 介護保険給付額 (9割又は8割) = 自己負担額

※1か月利用分の総単位数に地域単価 10.27 を乗じて計算しますので、若干誤差が生じます

### ①介護サービス基本料金

内 訳	負 担 額 (30日計算)				
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス基本料金					
上段：1割負担額	19,257円	21,290円	23,478円	25,511円	27,545円
下段：2割負担額	38,513円	42,580円	46,954円	51,022円	55,089円

※介護保険の自己負担額が高額となる場合は、世帯や個人の状況により、月々の負担の上限が設定される場合がありますので、住所地の行政担当窓口にお問い合わせください。

※介護保険負担割合証の提示をお願いします。

負担割合の詳細等につきましては、住所地の行政担当窓口にお問い合わせください。

### ②加算

人員体制等にかかる加算等、要介護度に関わらず一律料金が介護サービス基本料金に上乗せされます。

加 算 項 目	負担額 (上段：1割負担額 下段：2割負担額)	
日常生活継続支援加算 (Ⅱ)	1,417円 2,834円	(30日計算)
看護体制加算 (Ⅰ) □	124円 248円	(30日計算)
夜勤職員配置加算 (Ⅱ) □	555円 1,110円	(30日計算)
栄養マネジメント加算	431円 863円	(30日計算)

※上記の加算以外に、初期加算や外泊加算、療養食加算等、入居者それぞれの状態に応じて算定される加算があります。

※介護職員処遇改善加算 (1か月利用の総単位数に5.9%を乗じた金額の1割又は2割) が、別途追加になります。

### ③食費および居住費

入居者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる金額を食費とし、施設および居室を利用し、滞在される際の光熱水費相当額及び居住にかかる金額を居住費といいます。

	介護負担限度額認定証に記載されている額			通常 (第4段階)
	第1段階	第2段階	第3段階	
食費 (おやつ代含む) ※30日計算	9,000円 (300円/日)	11,700円 (390円/日)	19,500円 (650円/日)	51,000円 (1,700円/日)
居住費 ※30日計算	24,600円 (820円/日)	24,600円 (820円/日)	39,300円 (1,310円/日)	84,600円 (2,820円/日)

※外出・外泊・入院等で滞在されない場合でも、お支払していただきます。第1～3段階の入居者は、滞在されない期間の6日間については認定証に記載された金額ですが、7日目以降からは2,820円となります。また、退所され居室から家具等が搬出されるまでの間についても、お支払していただきます。

注) 食費および居住費の負担段階は、入居者の世帯や個人の状況等で異なりますので、詳しくは住所地の行政担当窓口にお問い合わせください。認定証の提示がない場合は、通常料金(第4段階)の料金となります。

### ④その他の利用料

- (1) 理美容料 理容 月2回営業 1,600円/回より

業者の出張によるサービスです。実施内容により料金の変更があります。

- (2) 貴重品の管理 1,500円/月

- (3) 立替経費の管理 500円/月

- (4) テレビ受信料 300円/月

- (5) 電話回線引込み工事・電話使用料 実 費

- (6) 特別な食事に関する費用

入居者、家族等の選択により、通常の食事提供に要する費用の額では困難な場合、通常の食費を控除した額を負担していただきます。

- (7) 予防接種(費用については相談ください) 1,000円より

- (8) 喫茶代 100円より

- (9) クラブ活動費用

生け花活動費用(材料により価格変動あり) 500円/月

- (10) 入居者の嗜好、希望による日用品等 実 費

- (11) 居室への家具の持込み等にかかる費用 実 費

以 上